

京都市告示第 323 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 12 月 28 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科御陵経39 号線	山科区御陵岡ノ西町35番地の1地先から	旧	メートル 57.40	メートル 3.85 ~ 4.00
	同町38番地の25地先まで	新	57.40	4.21 ~ 9.50

(建設局道路部道路明示課)